

那賀5町

合併協議会だより

第7号

平成16年11月発行



決定した新市の名称を発表する会長・副会長・各町の町長・議長



目次

- | | |
|---|---|
| ■ 第7回合併協議会審議状況 2 P ~ 7 P | ■ 新市の名称の決定について 9 P |
| ■ 第6回新市の事務所の位置等
検討小委員会審議内容 8 P | ■ 那賀5町合併協議会委員の変更について ... 9 P |
| ■ 第7回新市建設計画策定
検討小委員会審議内容 8 P | ■ 新市名称「名付け親大賞」・「名付け親賞」
の当選者 10 P |
| | ■ 合併協議会開催のお知らせ 10 P |



第7回

合併協議会の審議状況

9月30日、那賀町総合センターで第7回那賀5町合併協議会を開催しました。

報告事項

事務局から委員の変更について、また各小委員会委員長から協議状況について報告されました。

報告第25号

委員の変更について

報告第26号

第6回新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

報告第27号

第7回新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について
(報告第25号から第27号までは8・9ページに詳しい内容を記載しています。)

協議事項

前回提案した協議項目15件を決定、確認し、新たに8件の協議項目を提案しました。

確認

協議第4号の2

新市の名称について
新市の名称は、紀の川市とする。

確認

協議第5号の1

新市の事務所の位置について

(1) 新市の事務所の位置は、打田町大字西大井三三八番地(現在の打田町役場)とする。

(2) 事務所の具体的な機能の配置については、既存庁舎を有効活用するため、本庁機能をそれぞれの役場庁舎に分散する。

(3) 現在の粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町のそれぞれの役場の位置に支所を置き、打田町の役場の位置には分室を置く。

なお、現在の鞆瀬支所は出張所とする。

(4) 新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に建設するものとする。



確認

協議第22号の1

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。

(1) 農業委員会については合併時に統合し、新市に一つの農業委員会を置く。

確認

(2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律(以下「法律」という。)第7条第1項の規定により30人とし、選任による委員の定数については、法律第12条の定めるところによる。

(3) 法律第10条の2第2項の規定により選挙区を設定することとし、当分の間各選挙区の定数は次のとおりとするが、新市において状況に応じて選挙区の区域の設定及び選挙区の定数等の見直しを検討する。

- 第1選挙区(打田町) 7人
- 第2選挙区(粉河町) 8人
- 第3選挙区(那賀町) 5人
- 第4選挙区(桃山町) 5人
- 第5選挙区(貴志川町) 5人

選挙区の区域は、合併前の町単位とし、建制順とする。

なお、合併により委員定数の減員による委員の補完的対応として、新市の農業委員会に協力員等を設置する。

(4) 市町村の合併の特例に関する法律第8条を適用する。

適用を受ける選挙による委員は30人とし、打田町農業委員会から7人、粉河町農業委員会から8人、那賀町農業委員会から5人、桃山町農業委員会から5人、貴志川町農業委員会から5人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この在任期間は合併の日から1年間とする。

確認

協議第23号の1

一部事務組合等の取扱いについて

(1) 一部事務組合(那賀町・粉河町龍王共有山組合、貴志川・桃山清掃施設組合、五色台広域施設組合を除く。)

については、合併の日の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。

(2) 那賀町・粉河町龍王共有山組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。

(3) 貴志川・桃山清掃施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。

(4) 五色台広域施設組合については、合併の日の前日をもって貴志川町が一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に現在の貴志川町の区域のみ、当該一部事務組合に加入する。

確認

協議第24号の1

公共的団体等の取扱いについて
(1) 公共的団体等は、新市の速や



- 一体性を確立するため、それぞれの
実情を尊重しながら統合整備に努
めるものとする。
- ① 5町に共通している団体は、合
併時に統合できるよう調整に努
めるものとする。
 - ② 5町に共通している団体で統合
に時間を要する団体は、将来統
合できるよう調整に努めるもの
とする。
 - ③ 独自の団体は、原則として現行
のとおりとする。
 - ④ 土地開発公社の取扱いについては、
土地開発公社及び貴志川
町土地開発公社については、合
併の前日までに解散するものと
する。
 - ⑤ 桃山町土地開発公社については、
粉河町土地開発公社に財産を無
償で譲与し、合併の前日までに
解散するものとする。
 - ⑥ 粉河町土地開発公社は、桃山町
土地開発公社の財産を無償で譲

り受け、合併の日以降に定款を
変更して新市の土地開発公社と
する。

確認

協議第25号の1

- 各種事務事業（広報広聴関係事業）
の取扱いについて
- 広報広聴関係事業の取扱いについて
は、次のとおりとする。
- (1) 広報誌については、合併時に統一
し情報の提供に努める。
 - (2) ホームページについては、新市に
おいて新たに開設し、広報広聴の充
実を図る。
 - (3) 行政相談については、再編を行い
合併時までに調整する。

確認

協議第26号の1

- 各種事務事業（防災関係事業）の取
扱いについて
- 防災関係事業の取扱いについては、
次のとおりとする。
- (1) 防災会議については、合併時に統
合する。
 - (2) 地域防災計画及び水防計画につい
ては、新市において速やかに策定す
るものとする。なお、策定されるま
での間は現行の計画を新市に引き継
ぎ運用する。
 - (3) 消防・防災相互応援協定について

は、新市において引き続き締結する
ものとする。

確認

協議第27号の1

- 各種事務事業（保育事業）の取扱い
について
- 保育事業の取扱いについては、次の
とおりとする。
- (1) 保育料については国の徴収基準額
の80%（5町平均）を基本として調
整する。ただし、合併の日の属する
年度は旧町の例による。
 - (2) 保育所（園）の設置状況について、
公立保育所は現行どおり新市に引き
継ぐものとする。
 - (3) へき地保育事業及び広域入所制度
については、現行どおり新市に引き
継ぐ。
 - (4) 公立保育所で実施する障害児保育
 - (5) 自主防災組織等については、現行
のとり新市に引き継ぎ、結成及び
育成については、新市において引き
続き推進する。
 - (6) 防災行政無線については、現行の
設備を利用し、新市において統一に
努めるものとする。なお、放送時間、
放送内容等については、合併時に統
一する。
 - (7) 水防協議会については、合併時に
廃止し、新市の防災会議でその機能
を維持するものとする。

事業、乳幼児保育事業、延長保育促
進事業及び一時保育促進事業につい
ては、現行どおり新市に引き継ぐも
のとする。



- (5) 地域子育て支援センター事業につ
いて、名手保育所及び安楽川保育所
は、新市において実施する方向で調
整する。
- (6) 民間保育所運営補助金については、
合併の日の属する年度は旧町の例に
よるものとし、翌年度以降について
は、新市において速やかに補助要綱
を策定する。
- (7) 幼児教育振興運営事業については、
合併時に廃止する。
- (8) 保護者会については現行のとおり
新市に引き継ぐものとし、保護者会
連合会については、新市において調
整する。
- (9) 給食については現行どおり自園方
式とする。

確認

協議第28号の1

- 各種事務事業（高齢者福祉事業）の
取扱いについて



確認

協議第29号の1

- (1) 高齢者保健福祉計画については、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。
 - (2) 介護予防関係事業及び生活支援関係事業については、高齢者の在宅福祉の向上が図られるよう現行の事業を基に調整し、新市において引き続き実施する。
 - (3) 住宅改修支援事業・寝たきり老人見舞金及び高齢者サービス調整チームについては、合併時に廃止する。
 - (4) 敬老会については対象者を統一し、新市において引き続き実施する。
 - (5) 敬老祝金等の支給については、制度を再編し新市において引き続き実施する。
 - (6) 国及び県の制度に基づき5町すべてが実施している事業については、新市において引き続き実施する。
 - (7) 重複・頻回受診者訪問指導事業及び老人医療費の助成については、新市においても引き続き実施する。
- 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて
- (1) 障害者基本計画については、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一し策定する。
 - (2) 訪問入浴サービス補助事業については、合併時に廃止する。



- (3) 福祉タクシーについては、新市において、対象者は那賀町の例によるものとし、利用券の交付等についてはタクシー券20枚、又は燃料券（5リットル）10枚とする。
- (4) 障害者有料道路通行料金割引については、現行のとおりとする。
- (5) 難病患者日常生活用具の給付については、粉河町の例により新市において実施する。
- (6) 難病患者短期入所事業については、桃山町の例により新市において実施する。
- (7) 国及び県の制度に基づく事業については、新市において引き続き実施する。
- (8) 身体障害者医療費の助成（町単独事業）については、対象者、医療費助成の範囲及び支払方法は桃山町の例とし、支払申請期限は打田町の例による。

確認

協議第30号の1

- (9) 重度障害者等医療費の助成、更生医療の給付及び育成医療の給付については、新市においても引き続き実施する。
- 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて
- (1) 法の規定に基づく児童手当等の支給については、新市に引き継ぐものとする。
 - (2) ひとり親家庭等児童の就学奨励事業及び赤ちゃん誕生祝記念品の贈呈については、新市においても引き続き実施する。
 - (3) 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において随時調整する。
 - (4) 学童保育については、新市においても引き続き実施するものとし、運営方法等については随時調整する。
 - (5) 交通遺児就学援助金及び母子家庭児童就学援助金については、合併時



確認

協議第31号の1

- (7) 国及び県の制度に基づき実施している事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- (6) ひとり親家庭医療費の補助及び乳幼児医療の助成については、新市においても引き続き実施する。
- (1) 生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施する。
- (2) 民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぐものとする。
- (3) 民生委員推薦会については、新市において新たに組織する。
- (4) 災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについては、法に基づき新市において引き続き実施する。
- (5) 被災者見舞金の支給については、貴志川町の例により実施する。
- (6) 慰霊塔改修補助については、合併時に廃止する。
- (7) 慰霊祭については、委託事業として新市において実施する。
- (8) 原爆被爆者見舞金の支給については、桃山町の例により新市において実施する。



- (9) 生活保護家庭年未援助金及びひとり親家庭年未援助金については、合併時に廃止する。

確認



協議第32号の1

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて

- (1) 各種健診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度より実施内容、方法等の統一を図り実施する。

- (2) 各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を生かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する

- (3) 健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織する。

- (4) 健康づくり推進員及び母子保健推進員は、新市において新たに推進員を置く。

- (5) 健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。

確認



協議第33号の1

各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて

- (1) 新市に交通指導員会本部を設置し、旧町ごとに支部を設置する。

また、交通指導員については現定数を新市に引き継ぐ。

- (2) 交通安全策定会議は新市において設置し、交通安全計画を策定する。なお、新計画ができるまでは現計画を引き続き運用する。

- (3) 交通安全推進協議会及び交通安全母の会は新市において設立する。

- (4) 高齢者交通大学は合併年度をもって終了とする。ただし、新市においては年齢にこだわらず充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進する。

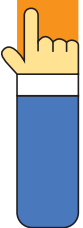
- (5) チャイルドシート貸出事業は新市へ引き継ぐ。

- (6) 生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として新市において設立する。

- (7) 防犯灯設置費補助金は貴志川町の例により補助する。



確認



協議第34号の1

各種事務事業（人権施策）の取扱いについて

人権施策の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

- (2) 人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画は新市において策定する。

- (3) 人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。

- (4) 人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会（仮称）として再編する。

- (5) 差別事象処理組織については、合併時に再編する。

- (6) 住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

提案

協議第3号の1

合併の期日について（再提案）
合併の期日は、平成17年11月7日とする。

提案

協議第35号

上下水道事業の取扱いについて
上下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 上下水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ② 上下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新計画を策定する。

- ③ 上下水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。

- ④ 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。

- (2) 工業用水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 桃山町工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

- (3) 簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 簡易水道施設の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ② 簡易水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。

- ③ 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。

- (4) 飲料水供給施設事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するも



のとする。

② 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。

③ 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一する。

(5) 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

① 流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。

② 貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

③ 西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。



提 案

協議第36号

各種事務事業（環境衛生関係事業）

の取扱いについて

(1) ごみ・し尿関係は、次のとおりとする。

① 一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。

② 一般廃棄物処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。

③ ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及び桃山町の方法を基本に統一する。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整する。

④ 指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一する。ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものとする。

⑤ 持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。

⑥ ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施する。

⑦ し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在、直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。

⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄

化槽法第35条第1項の許可については、新市において改めて審査する。

(2) 火葬場・墓地関係は、次のとおりとする。

① 火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。

また、使用料は貴志川町（五色台広域施設組合）の例により合併時に統一し、附属施設の使用料は現行のとおりとする。

② 祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。

③ 霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。

④ 町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。

(3) 環境保全関係は、次のとおりとする。

① 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に統一し、新市においても引き続き実施する。

② 温室効果ガス削減実行計画については、新市において策定する。

③ 住宅用太陽光発電システム設置

費補助金制度は、合併時に廃止する。

提 案

協議第37号

各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて

(1) 商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整する。



(2) プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整する。

(3) 中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施する。なお、制度については新市において一元化する。

(4) 観光協会については、合併時に統合するよう調整に努める。なお、運営については新市において調整する。ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整する。



提 案

● 協議第38号

- 各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて
- (1) 都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定する。
 - (2) 都市計画事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 都市計画区域については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを

- (5) 観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整する。
- (6) 観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効果的な管理体制の確立に努めるものとする。

図る。

提 案

● 協議第39号

- 各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて
- (1) 町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおりに新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。
 - (2) 道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
 - (3) 急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおりに新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。
 - (4) 道路新設改良及び維持修繕（町単独）については、現行のとおりに新市

に引き継ぐ。

提 案

● 協議第40号

- 各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて
- (1) 公営住宅事業については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。
なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。
ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。
 - (2) 改良住宅事業については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、住宅地区改

良法に基づき実施する。

提 案

● 協議第41号

- 各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて
- (1) 町営バス運行事業については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、路線等を見直す。
 - (2) 紀の川コミュニティバスについては、現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。





第6回新市の事務所の位置等検討小委員会審議内容

日 時：平成16年9月22日(水) 午後1時30分
場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室
出席委員：15名



・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

新市の事務所の位置の選定に関すること について

前回までの小委員会の決定事項の調整方針（案）を協議し第7回合併協議会へ報告することを確認しました。

報告内容は以下のとおりです。

- (1) 新市の事務所の位置は、打田町大字西大井338番地（現在の打田町役場）とする。
- (2) 事務所の具体的な機能の配置については、既存庁舎を有効活用するため、本庁機能をそれぞれの役場庁舎に分散する。
- (3) 現在の粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町のそれぞれの役場の位置に支所を置き、打田町の役場の位置には分室を置く。
なお、現在の鞆淵支所は出張所とする。
- (4) 新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に建設するものとする。



第7回新市建設計画策定検討小委員会審議内容

日 時：平成16年9月17日(金) 午後1時30分
場 所：打田町保健福祉センター 3階大会議室
出席委員：10名

・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

新市建設計画（案）について

前回までの小委員会で確認された各項目について、修正すべき箇所と新市の主要施策・主要事業を盛り込んだ財政計画の提案があり、協議の結果、事務局案どおりで作成していくことを確認しました。

また、新市建設計画（案）については、今後細部の調整を行い、次回第8回小委員会で最終確認を行い、合併協議会に提案していくことも併せて確認しました。





新市の名称の決定について

新市の名称の決定方法については、協議の結果、5候補の名称の中から委員の投票によって決定することとなりました。

投票の結果は、次のとおりです。

新市の名称の投票結果

投票数34票(委員2名欠席)

候補	ふりがな	得票数
紀の川市	きのかわし	33票
紀の里市	きのさとし	0票
那賀市	ながし	1票
紀北市	きほくし	0票
きのかわ市	きのかわし	0票
無効票		0票

き かわ し
紀の川市に決定



(投票により決定することを確認)



(投票用紙配布)



(投票)

那賀5町合併協議会委員の変更

平成16年9月6日に開催された粉河町議会及び9月28日に開催された桃山町議会において議会構成の変更が行われ、これに伴い当協議会の委員が次のとおり変更されました。

5町の議会の議長

(敬称略)

町名	新旧の別	氏名	変更日
粉河町	新	み 箕 輪 光 芳	平成16年9月6日
	旧	たか 高 橋 かず まさ 正	
桃山町	新	ふく 福 原 のぶ ゆき 行	平成16年9月28日
	旧	おお 大 森 みち お 夫 道	

5町の議会がそれぞれ推薦した議員1名

(敬称略)

町名	新旧の別	氏名	変更日
桃山町	新	おお 大 森 みち お 夫 道	平成16年9月28日
	旧	やま 山 おか とし ふみ 岡 年 文	

新市名称『名付け親大賞』『名付け親賞』決まる!!!

第7回合併協議会において、新市名称の決定後、「名付け親大賞」・「名付け親賞」の抽選が行われ、次の方々が選ばれました。

名付け親大賞 金子 愛子 様(打田町)

名付け親賞

堂 浦 俊 晴 様(貴志川町)	迫 間 長 一 様(打田町)
山 崎 紀久一 様(粉河町)	宇 田 英 子 様(打田町)
山 田 真規子 様(貴志川町)	井 原 有 満 様(貴志川町)
原 幹 治 様(粉河町)	水 本 守 弘 様(打田町)
藤 山 小夜子 様(粉河町)	志 野 さゆり 様(那賀町)

当選者のみなさま、おめでとうございます。なお、アイデア賞の当選者は次号でお知らせします。



▲名付け親大賞（会長）



▲名付け親賞（副会長）

各賞の
抽選のようす

合併協議会開催のお知らせ

第9回 合併協議会

日時 平成16年11月25日(木) 午後1時30分から

場所 貴志川町立西貴志コミュニティセンター2階 大集会室